

調書番号
14

事業名	特定鳥獣保護管理費	財務コード (事業)	693405
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	特定鳥獣適正管理事業費補助金
------	----------------

担当部課室	森林環境 部	みどり自然 課	自然保護 担当 (内線)	6510
-------	--------	---------	--------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(市町村、恩賜県有財産保護組合)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	著しく増加又は分布を拡大している一部の鳥獣(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル)	特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整が実施されて適正な生息数となっている	自然と調和した美しい農山村づくり
事業の内容 ※主に23年度	著しく増加している鳥獣がある場合、長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護法第七条第一項により県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づいて市町村等が実施する管理捕獲に対して、その経費の1/2を補助するもの。 <b>【対象鳥獣】</b> ①ニホンジカ(第1期保護管理計画 H16年度~23年度) ②イノシシ(第1期保護管理計画策定 H17年度~23年度) ③ニホンザル(第1期保護管理計画策定 H19年度~23年度) ※ ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルとも平成24年3月に第2期保護管理計画(H24年度~28年度)を策定 <b>【事業主体】</b> 市町村、恩賜県有財産保護組合 平成23年度実施市町村等: 甲府市、昭和町を除く全市町村、富士吉田市外2ヶ村恩賜県有財産保護組合、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 <b>【事業内容】</b> 特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲(管理捕獲)を実施するために要する経費の 1/2を補助する。 補助対象経費は、捕獲報償費とする。 ニホンジカ、イノシシの捕獲報償費上限額 15千円 ニホンザルの捕獲報償費上限額 30千円		
根拠法令等			

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	管理捕獲による捕獲数					目標設定の考え方 ニホンジカ:保護管理計画の年度計画に基づく捕獲目標頭数 イノシシ、ニホンザル:過去の捕獲実績等を参考 データの出典等 特定鳥獣保護管理計画 H23年度計画	
	ニホンジカ	1,738頭	3,500頭	2,315頭	5,000頭		5,000頭
	イノシシ ニホンザル	1,122頭 716頭	1,200頭 1,000頭	977頭 791頭	1,200頭 1,000頭		1,200頭 1,000頭
活動指標達成率 (実績値/目標値)	%						
成果指標	ニホンジカの推定生息数	36,110頭	36,000頭	40,588頭	36,000頭	目標設定の考え方 平成23年度は、次期計画策定年であり、捕獲体制の強化について検討を進めるため、平成22年度の実績数を増加させないことを目標とする。 データの出典等 特定鳥獣保護管理計画	
	1÷(実績値/目標値)						
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	88.7 %					
決算額、予算額	29,177	33,480		61,500	61,500	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額					0	【ニホンザルによる農業被害】	
所要時間(直接分)	220 時間	220 時間		220 時間	220 時間	H21 64百万円 H22 61百万円	
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間		0 時間	0 時間	【イノシシによる農業被害】	
所要時間計	220 時間	220 時間		220 時間	220 時間	H21 51百万円 H22 56百万円	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	445	445		445	445		

III これまでの事業の見直し・改善状況

補助対象経費を人件費(日当)から捕獲報償費にするとともに、平成19年度には捕獲期間を1ヶ月から半年、更に、平成20年度には1年間と延長した。

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること ニホンジカの捕獲頭数実績は2,315頭であり、活動指標達成率は66.1%である。 イノシシの捕獲頭数実績は、977頭であり、活動指標達成率は81.4%である。 ニホンザルの捕獲頭数実績は、791頭であり、活動指標達成率は79.1%である。 これら3つについて総合的に判断すると予定どおりの活動量があるとはいえない。
	c	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 平成23年度におけるニホンジカの成果目標は、前年の推定生息数実績を上回らないことと設定しており、成果指標の達成率は88.7%であるが、成果実績は目標を4,000頭も上回っているため、意図した成果は十分ではない。しかしながら、生息状況調査の結果から捕獲重点地域を指定することなどによる集中捕獲を実施することで、推定生息数を減少させることが見込める。 イノシシやニホンザルの農業被害は、横ばい傾向にあり、この要因としては、加害個体を的確に捕獲出来ていないケースが考えられる。このため、捕獲方法や捕獲場所について指導・助言することで捕獲効率をアップさせることにより、農業被害を減少させることが見込める。
b	c	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	野生鳥獣による農林業被害等を軽減させるためには、増えすぎた個体数を減らすことや加害個体を的確に捕獲することが大変重要である。 このため、県では生息実態についてのモニタリング調査(ニホンジカ保護管理事業)や効率的な捕獲方法の実験(ニホンジカ個体数調整実証事業)を引き続き実施し、得られた知見等をもとに県下各地域の実情にあった効果的な捕獲体制や捕獲方法の整備を進めていく。 また、県や市町村等は野生鳥獣の捕獲業務については、猟友会に業務を委託し実施しているが、捕獲に従事する猟友会員は高齢化するとともに減少しているため、新たな捕獲従事者の確保や、現在の捕獲従事者の技術向上が緊急課題であるため、鳥獣保護管理人材育成事業による捕獲従事者育成研修や、新規狩猟者取得説明会開催などによる対策も併せて進めていく。	

・「IV以外の判断項目」の欄  
○必要性(a. 目的の達成 b. 新たな課題への対応 c. 対象の変化 d. ニーズの変化 e. 法律・制度の改正) ○官or民(f. 民間等実施) ○官の役割分担(g. 市町村等へ移管) ○効率性(h. 外部委託 i. 経費節減 j. 類似事業と統合・連携 k. 所要時間の縮減 l. プロセスの改善) m. その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	他県の先進事例等を参考にしながら、県下各地域の実情にあった効果的な捕獲体制の整備を進めるとともに、捕獲従事者の育成や、新規狩猟者取得説明会開催などによる人材の確保を進めていく。 また、捕獲頭数が多いニホンジカについては、肉等の有効活用についても検討を進めていく。	

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	野生鳥獣による農林業被害等を軽減させるためには、増えすぎた個体数を減らすことや加害個体を的確に捕獲することが大変重要であるため、次の事業を実施することとする。 ①ニホンジカ保護管理事業費において、効率よい捕獲方法を確立するための実証事業を実施する。 ②鳥獣保護管理人材確保・育成事業において、市町村が実施する新規狩猟免許取得者や銃砲所持許可取得者に対する経費助成の一部を支援する。 ③ニホンジカ有効活用循環システム構築事業において、捕獲したニホンジカを有効活用等について検討するための研究会を設置し、ガイドラインを策定する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

## 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: みどり自然課

細事業名: 特定鳥獣適正管理事業費補助金

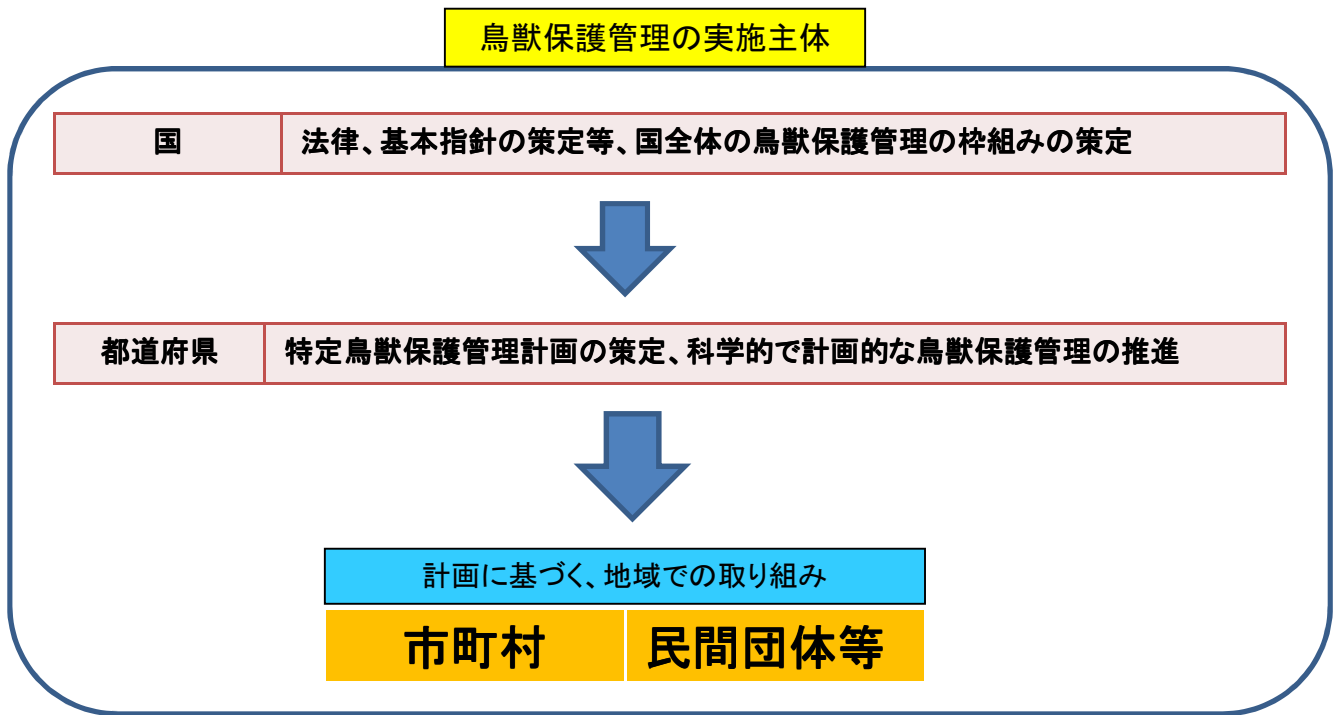
調査番号: 14

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H23	H24	H25	縮減等 B-A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
			所要 時間 (h)	所要 時間 (h) A	所要 時間 (h) B			
1 補助金交付決定・変更検定・ 額の確定業務	前年度額の確定	4月	20	20	20	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため、縮減は困難である。
	前年度支払い	4月	10	10	10	0		
	交付決定	4月	20	20	20	0		
	変更交付決定	10月～2月	20	20	20	0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			70	70	70	0		
2 次年度補助金 額の検討	モニタリング結果の分析	6月～8月	60	60	60	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため、縮減は困難である。
	市町村ヒアリング	9月～10月	60	60	60	0		
	次年度捕獲頭数	10月	30	30	30	0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			150	150	150	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			220	220	220	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

# 1 鳥獣保護管理の実施主体ごとの役割



## 2 山梨県における特定鳥獣保護管理計画について

鳥獣保護法7条：都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、数が増加又は減少している鳥獣がある場合には、特定鳥獣保護管理計画を定めることができる。

### ① 背景

個体数が増加傾向にあるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農林業被害や生態系被害が深刻化してきている。

### ② 目的

特定鳥獣の個体群に着目して、地域の実情や生息動向の変化に応じた適応性のある保護管理を機動的に行う仕組みを導入することで農林業被害の軽減等を実現することとする。

### ③ 計画策定対象種

- ・ニホンジカ(第1期 平成19年7月～24年3月) (第2期 平成24年4月～29年3月)
- ・イノシシ (第1期 平成19年7月～24年3月) (第2期 平成24年4月～29年3月)
- ・ニホンザル(第1期 平成19年7月～24年3月) (第2期 平成24年4月～29年3月)

### ④ 主な実施事業

- ・個体数調整・・・**市町村等による管理捕獲の実施(特定鳥獣適正管理事業費補助金)**  
県による管理捕獲の実施(ニホンジカのみ)
- ・被害防除・・・防止柵の設置等
- ・生息環境整備・・・緩衝帯の設置、放棄野菜等の片づけ等

### 3 特定鳥獣適正管理事業費補助金について

#### ① 目的

著しく増加又は分布を拡大している一部の野生鳥獣を特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲（管理捕獲）を実施することによって、農林業被害の軽減や生態系の攪乱を防止する。

#### ② 対象鳥獣

①ニホンジカ ②イノシシ ③ニホンザル

#### ③ 事業主体

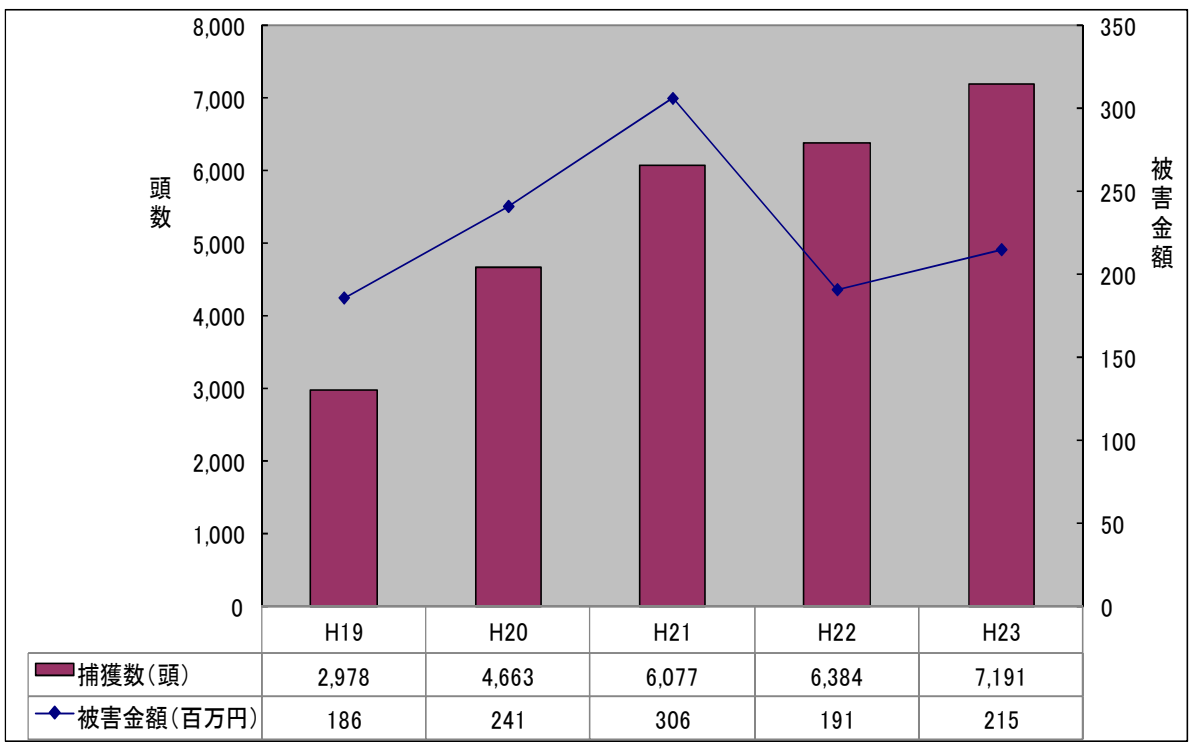
市町村及び恩賜県有財産保護組合

#### ④ 事業内容

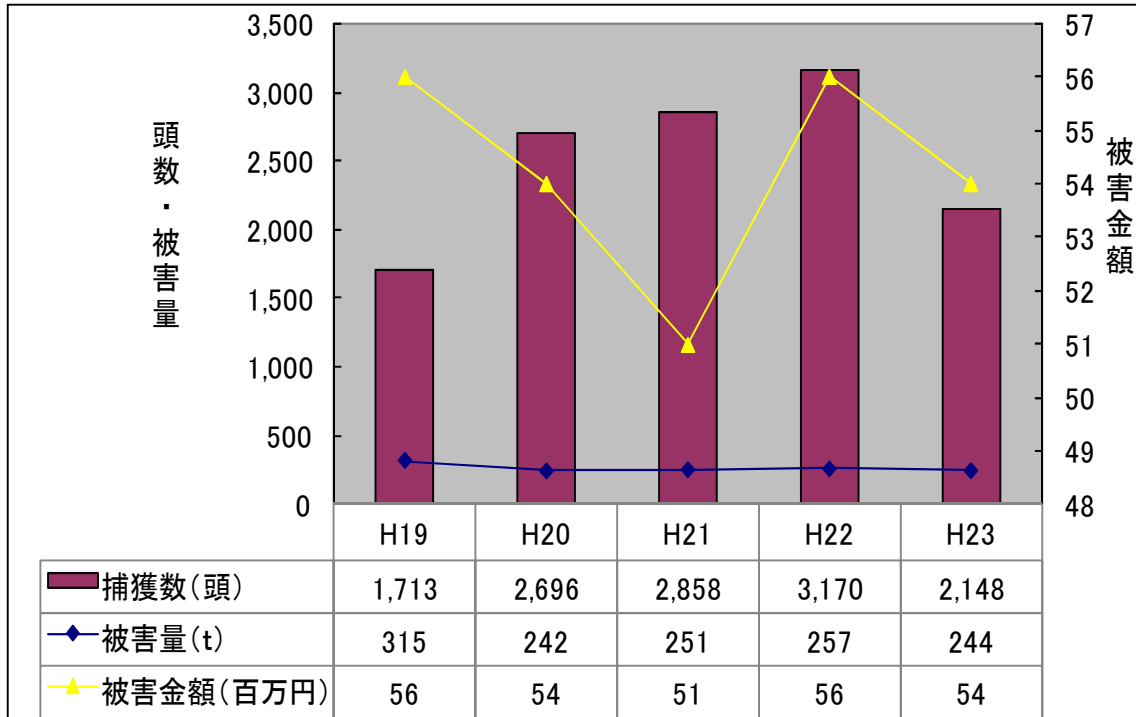
特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲（管理捕獲）を実施するために要する経費の1/2を補助する。  
補助対象経費は捕獲報償費とする。  
捕獲報償上限額 ニホンジカ、イノシシ：15千円 ニホンザル 30千円

### 4 捕獲頭数及び農林業被害の推移

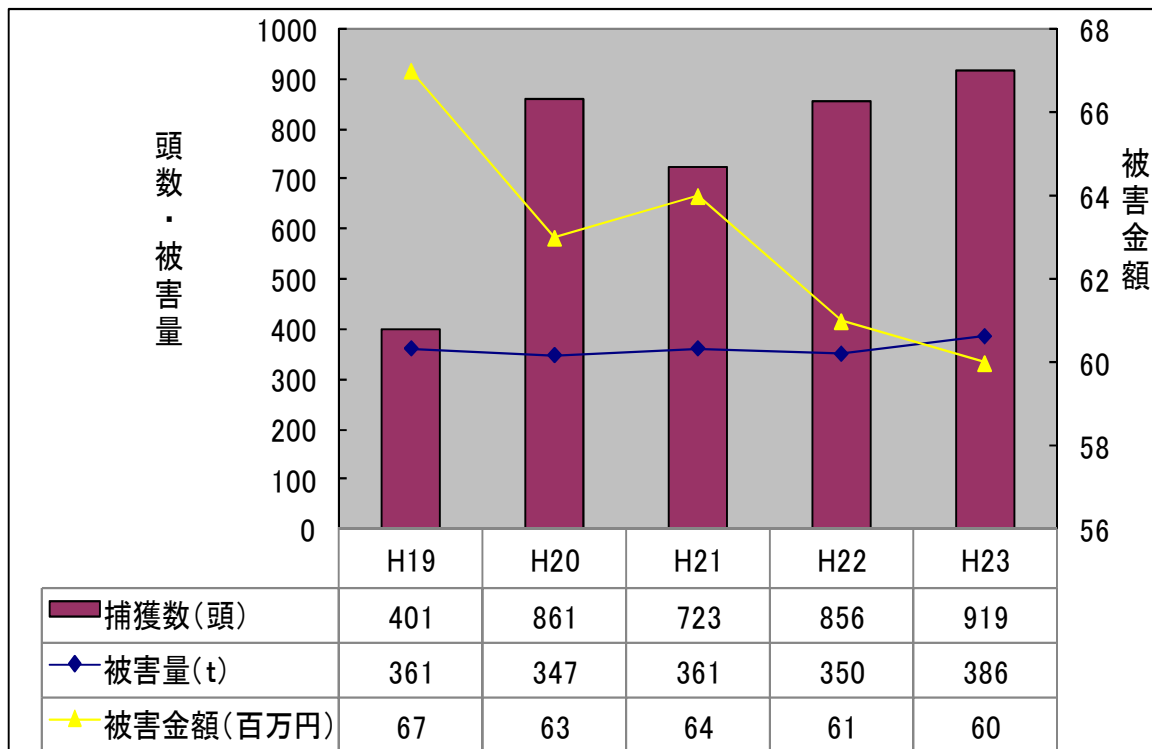
#### (1) ニホンジカの捕獲頭数及び被害状況の推移



(2) イノシシの捕獲頭数及び被害状況の推移



(3) ニホンザルの捕獲頭数及び被害状況の推移

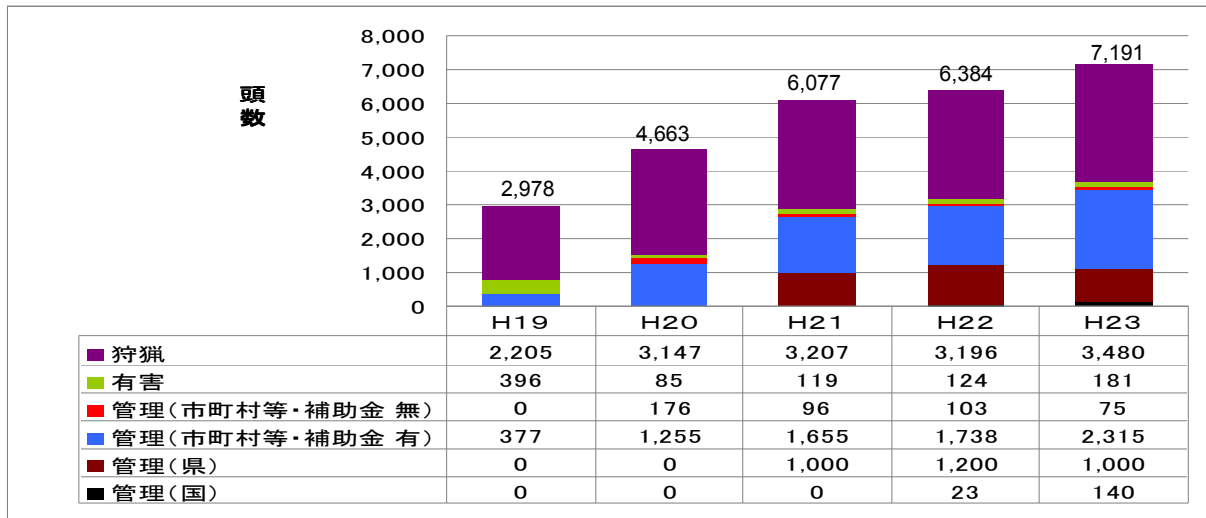


## 5 特定鳥獣適正管理事業費補助金の実績について(H23)

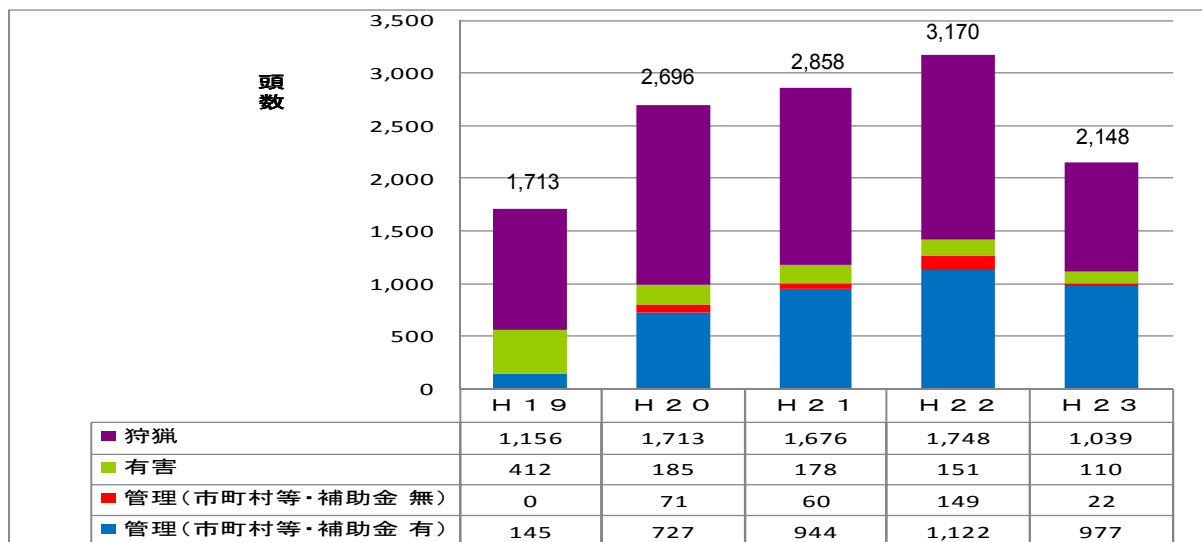
	実績(額の確定)			補助金 (千円)
	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	
富士吉田市	32	28	10	575.0
都留市	10	40	29	737.5
山梨市	77	0	0	577.5
大月市	10	40	10	500.0
韮崎市	250	58	182	3,668.0
南アルプス市	112	23	115	2,450.0
北杜市	320	120	100	4,550.0
甲斐市	78	42	0	900.0
笛吹市	0	17	0	85.0
上野原市	14	58	10	665.0
甲州市	171	117	11	2,297.5
中央市	1	8	0	67.5
市川三郷町	9	61	0	525.0
早川町	124	9	50	1,622.5
身延町	110	60	56	1,695.0
南部町	189	101	70	3,050.0
富士川町	136	62	70	2,360.0
道志村	40	15	0	412.5
西桂町	4	7	12	232.5
忍野村	15	15	0	225.0
山中湖村	30	10	0	300.0
富士河口湖町	139	71	57	2,430.0
鳴沢村	125	5	2	1,000.0
小菅村	34	1	7	350.0
丹波山村	95	9	0	780.0
吉田恩組	170	0	0	1,275.0
鳴沢恩組	20	0	0	150.0
計	2,315	977	791	33,480.5

## 6 特定鳥獣の捕獲状況について

### (1) ニホンジカの捕獲頭数



### (2) イノシシの捕獲頭数



### (3) ニホンザルの捕獲頭数

